

石川県議会議員政治倫理要綱

(平成21年3月19日議決)

石川県議会議員政治倫理要綱（平成15年2月24日議決）の全部を改正する。

(目的)

第1 この要綱は、議会政治の根幹をなす政治倫理の確立のため、石川県議会議員（以下「議員」という。）の責務と規範を定めることにより、石川県議会（以下「議会」という。）の権威と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって、清潔で民主的な県政の発展に寄与することを目的とする。

(責務)

第2 議員は、県民の負託にこたえるため、絶えず県民全体の福祉の向上のために行動しなければならない。

2 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

3 議員は、政治倫理に関し、政治的又は道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を自ら進んで明確にしなければならない。

(行為規範)

第3 議員は、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 議員は、公正を疑われるような金品の授受をしてはならない。
- (2) 議員及び議員の資金管理団体（後援団体を含む。）は、政治的・道義的批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けてはならない。
- (3) 議員は、自己や特定の者の利益を図ることを目的として、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、働きかけをしてはならない。
- (4) 議員は、国若しくは地方公共団体の公務員又は関係団体（指定管理者を含む。）の役員若しくは職員に対し、公正な職務の執行を妨げる等の働きかけをしてはならない。

2 この行為規範の細部については、別途運用規程で定める。
(措置)

第4 この要綱の規定に違反し、政治的・道義的に責任があると認められる議員に対しては、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会における役職辞任の勧告
- (3) 議会の会議への出席自粛の勧告
- (4) その他必要な措置

(運用)

第5 この要綱の運用については、議会運営委員会が当たる。

附 則

この要綱は、石川県議会において議決された日（平成21年3月19日）から施行する。